

求職者の皆様へ

株式会社ジェイシーエルコンサルティング

取扱職種の範囲等の明示について

取扱職種・地域の範囲に関する事項

・取扱業務の範囲は、日本国内における職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）といたします。

手数料に関する事項

・求職者の皆様からは、手数料は頂いておりません。

求職者の情報に関する事項

・求職者情報の取扱者は、職業紹介責任者 代表取締役 井口貴博です。
・求職者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

個人情報の取扱に関する事項

・個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

・苦情のお申し出があった場合は、苦情処理の責任者である職業紹介責任者が、事実に基づき迅速かつ適切に対応致します。

許可番号：14-ユ-302170

株式会社ジェイシーエルコンサルティング
職業紹介責任者 代表取締役 井口貴博
info@jclconsulting.co.jp

手数料表

職業紹介の報酬は以下の通り、求人者より申し受けます。

下記の手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と別途契約書等にて取り交わすものとなります。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付けるときの事務費用	0 円
求人、求職の申し込みを受理したとき以降、求人、求職者に提供する紹介のサービスおよび求人と求職の照合などの紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の上限 50% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談、助言	0 円
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100 万円 活動一日あたり 3 万円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な助言、相談	0 円

返戻金について

弊社より紹介し、求人者に採用された求職者が自己都合により入社後 3 ヶ月以内に退職した場合、手数料の 50%を求人者に返還いたします。

許可番号：14-ユ-302170

事業書の名称及び所在地：株式会社ジェイシーエルコンサルティング

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町 3-35

LIST EAST BLD. 3F